別記第九号様式（第二十一条関係）

35センチメートル以上

35センチメートル以上

小笠原諸島内限定旅行業者代理業認定票	
認定番号	小笠原諸島内限定旅行業者代理業　第　号
認定年月日	年　月　日
有効期間	年　月　日から　年　月　日
所属旅行業者登録番号及び氏名又は名称	登録旅行業　第　号
氏名又は名称	
営業所の名称	
小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の氏名	
受託取扱企画旅行	

注　1．地の色は、黄緑色とする。
2．受託契約を締結していない者にあっては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
3．受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

別記第十号様式（第二十四条関係）

←2.5センチメートル→
↑3センチメートル↓

（写　真）

（　年　月撮影）

小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者証

氏　名

（　年　月　日生）

所属営業所

上記の営業所に所属する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。

（発行日）　年　月　日

小笠原諸島内限定旅行業者代理業者の氏名又は名称
主たる営業所の所在地
代表者氏名　　印

○国土交通省令第四十二号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第二百十三条第六項の規定に基づき、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（港湾法施行規則及び公有水面埋立法施行規則の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「附則第七項」を「附則第五項」に改める。

一　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）附則第二項

二　公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省・建設省令第一号）第十五条の二第一号

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第二条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（企画観光部の所掌事務の特例）

第四条　関東運輸局の企画観光部は、第二条第一項各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

2　九州運輸局の企画観光部は、第二条第一項各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、奄美群島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。